

山口県報

平成28年
4月26日
(火曜日)

目次

- 規則
調理師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
ふぐの処理の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………二
- 告示
製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)……………四
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………四
- 公告
製菓衛生師試験の実施(生活衛生課)……………五
調理師試験の実施(生活衛生課)……………六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………七
肥料の登録(農業振興課)……………八
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………九
県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………一〇
- 公安委公告
契約の締結……………一一
- 企業局告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査……………一二
- 雑報
県報の正誤(平成二十八年四月十五日山口県告示第百十七号)……………二二



調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十三号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(平成元年山口県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「別記第九号様式」を「別記第八号様式」に改め、同号を同項第三号とする。

別記第七号様式中

「煙燻味 申 所
氏 名
を

「煙燻味 申 所
氏 名
を

「煙燻味 申 所
氏 名
を

「煙燻味 申 所
氏 名
を

年 月 日生

「煙燻味 申 所
氏 名
を

「煙燻味 申 所
氏 名
を

「煙燻味 申 所
氏 名
を

郵便番号																				
住所																				
氏名																				
生年月日	元号	年	月	日																

受けようとする試験

年度調理師試験

調理事務期間

年 月間

「はじり付付欄」を「貼付付欄」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。
 別記第八号様式を削る。
 別記第九号様式中

住所	
氏名	

氏名	
生年月日	年 月 日

「長 の 氏 名」を削り、

集団給食施設（営業施設を除く。）	種別	／ 4 寄宿舍（その他）	2 学校	3 病院
	給食回数	／ 日	回	食
廃業年月日	給食開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

集団給食施設（営業施設を除く。）	種別	／ 4 寄宿舍（その他）	2 学校	3 病院
	給食回数	／ 日	回	延べ 食
廃業年月日	給食開始年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

住所	証明者	住所	証明者
職名	氏名	職名	氏名
氏名	氏名	氏名	氏名
電話番号	電話番号	局番	番

6、回覧表の共有や回覧のとりかえ、回覧の証明は、事業所の長、証明は、事業所の長（事業所が現に存在しない場合にあつては、その事業所の長であつた者。以下同じ。）、「はじり」の「廃業等」による、「がいない」、「から証明を受けることができない」、「はじり」の「回覧の共有のとりかえ」の「回覧表を戻す」の「回覧表を戻す」。

- 「廃業年月日」欄は、調理の業務に従事した事業所が現に存在しない場合にのみ記入すること。
- 「調理業務内容」欄は、料理の名称及びその料理に係る調理内容を具体的に記入すること。

と。
 附則
 この規則は、公布の日から施行する。

平成一八年四月二十六日
 山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十四号

「はじり付付欄」を「貼付付欄」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

「はじり付付欄」を「貼付付欄」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。この規則は、公布の日から施行する。

第十三条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第十五条第一項中「別記第十二号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条第二項中「別記第十三号様式」を「別記第十二号様式」に改める。
 第十六条中「別記第十四号様式」を「別記第十三号様式」に改める。

別記第九号様式中	写真貼り付け欄	写真貼付け欄	「はじり付付欄」を「貼付付欄」
----------	---------	--------	-----------------

「はじり付付欄」を「貼付付欄」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。この規則は、公布の日から施行する。

住所	氏名	生年月日	出生日	性別
氏名	氏名	年 月 日	年 月 日	

氏名	
生年月日	年 月 日

に

長 の 氏 名	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
本人のふぐの処理業務従事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間

を

本人のふぐの処理業務従事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
廃 業 年 月 日	年 月 日

に

「 職 名 氏 名 住 所 職 名 氏 名 証明者 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 (電話 同 番) 」に改め、同様式の注中4を5とし、1から3までを2から4までとし、2の前2次のうち2を加え、同様式を別記第十号様式とする。
 / 「廃業年月日」欄は、ふぐの処理の業務に従事した事業所が現に存在しない場合にのみ記入すること。
 別記第十二号様式を別記第十一号様式とし、別記第十三号様式を別記第十二号様式とし、別記第十四号様式を別記第十三号様式とする。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十一条中「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に改める。

別記第八号様式中「付付付付欄」を「姓付付欄」に改め、同様式の添付書類中1を削り、2を1とし、3から5までを2から4までとする。

別記第九号様式を削る。

別記第十号様式中

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 性別

を

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

に

長 の 氏 名	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
本人の菓子製造業務従事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間
	年 月 日 から 年 月 日 まで 年 月 間

を

本人の菓子製造業務従事期間	年月日	年月日	年月日	年月日
	年月日	年月日	年月日	年月日
廃業年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	年月日	年月日	年月日	年月日

「住所」を「証明者」氏名(電話)「証明者」氏名を「証明者」氏名(電話)「証明者」氏名(電話)に改め、同様式の注中3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加え、同様式を別記第九号様式とする。

「廃業年月日」欄は、菓子製造の業務に従事した事業所が現に存在しない場合にのみ記入すること。

別記第十一号様式を別記第十号様式とする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三百三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

宇部市大字西沖の山字西沖十三番一から十三番五までのうち別図に示す区域、十六番一のうち別図に示す区域、十六番三のうち別図に示す区域、十九番二のうち別図に示す区域及び十九番三並びに山陽小野田市大字西沖字西沖一番五、一番七、一番八、十四番一のうち別図に示す区域、十四番六のうち別図に示す区域、十四番七のうち別図に示す区域、十五番一のうち別図に示す区域、十五番四のうち別図に示す区域及び十五番五から十五番八まで

二 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年省令第三十五号)第十二条の三十一第一号に規定する埋立地(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県宇部環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 岩国市周東町上須通字牛房二二三の三、二二三の六
- 美祢市秋芳町嘉万字宮地二二八〇の六、二二八〇の三三、二二八〇の二四
- 阿武郡阿武町大字惣郷字平原八一八、八一八から八二四まで、八二六、八三三の一から八三三の三まで、一〇一五七の、一〇一六〇七、一〇一七九一、一〇一七九二、字新宮一〇〇八三の三から一〇〇八三の二六まで、一〇〇八三の三四、一〇〇八三の三五、一〇〇八三の四一、一〇〇八三の七〇から一〇〇八三の八一まで、一〇〇八三の八三から一〇〇八三の八五まで、一〇〇八三の九一、一〇〇八三の九一六から一〇〇八三の九八まで、一〇〇八三の九一〇、字平原ノ谷一〇一五五、一〇一五六、字櫛ヶ藪一〇一七一、一〇一六一〇、字庵屋敷一〇一七二の一、字奥坂根一〇四七九の二、大字奈古字下奈古谷一六四四の一、一六四七の一、字大処四〇二九の四、字櫛刈屋四〇六一、一〇一四五、字遠岳一〇一四三の一、一〇一四三の二、字黒岩一〇一四八の二、一〇一四八の五、字奈古谷一〇四八七の一七三、一〇四八七の一七四、一〇四八七の二四八から一〇四八七の二五四まで、一〇四八七の二六〇、一〇四八七の二六一、一〇四八七の二六五、一〇四八七の三八〇、一〇四八七の四五五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿武郡阿武町大字奈古字奈古谷一〇四八七の二五三・一〇四八七の二六〇・一

〇四八七の二六一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩国市錦町広瀬字白井上ヶ原一四五三の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。



(一八二) 製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)(第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
平成二十八年八月二十日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - (一) 衛生法規
 - (二) 公衆衛生学
 - (三) 食品学
 - (四) 食品衛生学
 - (五) 栄養学
 - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間
平成二十八年五月十六日(月曜日)から同年六月三日(金曜日)まで(郵送の場合
は、六月三日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
 - (一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所
 - (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
 - 山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
 - (三) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類
 - (四) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業

務従事証明書

(五) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

八 受験手数料

九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三―九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二八二) 調理師試験の実施

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十八年八月二十日（土曜日）午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 食文化概論

(二) 公衆衛生学

(三) 栄養学

(四) 食品学

(五) 食品衛生学

(六) 調理理論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、一年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成二十八年五月十六日（月曜日）から同年六月三日（金曜日）まで（郵送の場合は、六月三日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書等の提出先

(一) 県内に居住する者
住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）
山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

(三) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）

(四) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千百十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその

十 旨を知事に申し出ること。
その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年四月二十六日から同年八月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社原田化粧品店	—

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十八年四月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 丸久厚狭店

所在地 山陽小野田市大字厚狭四七八の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	粧屋株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	防府市大字新田二四八の六
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	住谷 貴憲

四 届出年月日

平成二十八年四月十四日

五 変更年月日

平成二十八年四月十二日

(一八四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年十二月八日山口県公告（三五四）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年四月二十六日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス防府植松店

所在地 防府市大字植松八三一
 二 意見の概要
 騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求める。

(一八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十二月八日山口県公告(三五五)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十八年四月二十六日から同年五月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一八六) 肥料の登録

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録をしました。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生五九七八号	平成二八、一、四	生石灰	九五・〇肥料用生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当なし	宇部マテリアルズ株式会社	宇部市大字小串一九八五
山口県生五九七七号	平成二七、一、二六	副産石灰肥料	かき殻副産石灰	アルカリ分 四五・〇	公定規格のおり	株式会社カン喜	周南市大字戸田一王一四三二
登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者	住所

山口県生 第五七〇号	山口県生 第五六九号	山口県生 第五六八号	山口県生 第五六七号	山口県生 第五五九号	山口県生 第五五八号	山口県生 第五五七号	山口県生 第五五六号	山口県生 第五五〇号	山口県生 第五四三三号	山口県生 第五三九号	山口県生 第四一三三号	登録番号
〃	〃	〃	平成二六、一一、四	〃	〃	〃	平成二七、四、一六	〃	〃	平成二八、三、四	平成二七、五、二八	更新年月日
炭酸カルシウム肥料	消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	蒸製毛粉	肉骨粉	蒸製骨粉	〃	〃	混合石灰肥料	副産石灰肥料	消石灰	肥料の種類
灰粒状炭酸苦土石	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	灰粒状炭酸苦土石	フェザーミール	山口ミール	蒸製骨粉一〇号	粒状土肥これだけスパー	くみあい粒状ミネグスパー	くみあい粒状ミネミックス	くみあい粒状ミネツエース	肥料用六五・〇消石灰	肥料の名称
アルカリ分可溶性苦土一五・〇〇	アルカリ分七〇・〇	アルカリ分可溶性苦土一五・〇〇	アルカリ分可溶性苦土一五・〇〇	窒素全量一二・〇	窒素全量五九・五〇	りん酸全量二一・〇〇	アルカリ分可溶性苦土四八・〇〇	アルカリ分可溶性苦土四八・〇〇	アルカリ分可溶性苦土四二・八〇	アルカリ分可溶性苦土四〇・〇〇	アルカリ分六五・〇	保証成分量(%)
〃	〃	〃	該当なし	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	該当なし	その他の規格
日本バイオ化学工業有限会社	〃	〃	パシーエフジャパン有限会社	〃	〃	山口県特殊化成企業組合	〃	〃	〃	アサヒミネラル工業株式会社	重安石灰株式会社	生産者 又は名称
丁川崎市宮前区神木二丁目六番一〇号	〃	〃	愛知県岡崎市市場町一三	〃	〃	岩国市周東町上久原五八	〃	〃	〃	広島県呉市昭和町一 一番一〇号	美祢市大嶺町北分五 六二	住居 住所

(一八七) 肥料の登録の有効期間の更新
 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。
 平成二十八年四月二十六日
 山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第五九九号	〃	二、二六	炭酸カルシウム肥料	土一五粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分可溶性苦土一五・〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿一五六の一
---------------	---	------	-----------	-------------	-----------------	---	---	---	---	---	---	----------	------------------

山口県生 第五八七号	山口県生 第五八六号	山口県生 第五八五号	山口県生 第五八四号	山口県生 第五八三号	山口県生 第五八二号	山口県生 第五八一号	山口県生 第五八〇号	山口県生 第五七九号	山口県生 第五七八号	山口県生 第五七七号	山口県生 第五七六号	山口県生 第五七五号	山口県生 第五七四号	山口県生 第五七三号	山口県生 第五七二号	山口県生 第五七一号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五粒状炭酸苦 土石灰	一五粒状炭酸苦 土石灰	一五粒状炭酸苦 土石灰	一五粒状炭酸苦 土石灰	一五炭酸苦土石 灰	一五炭酸苦土石 灰	一五炭酸苦土石 灰	一五炭酸苦土石 灰	一五炭酸苦土石 灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰
アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
南星産業株式会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社	共栄ジャパン有限 会社
志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八	志院町三七八

(一八八) 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営
 田万川地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、

同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
 平成二十八年四月二十六日
 山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県営田万川地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年四月二十七日から同年五月十六日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年四月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
 - 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
ICカード化運転免許証用ICカード 二十四万二千二百枚
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成二十八年三月二十四日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社DNPAイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
 - 六 落札金額
九百枚当たり五十二万四千八百八十円
 - 七 入札公告日
平成二十八年二月十二日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入

- (三) 落札方式
最低価格



山口県企業局告示第三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(木屋川横断管)工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年四月二十六日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

- 一 木屋川工業用水道二条化事業送水管布設(木屋川横断管)工事
- (一) 工事場所 下関市菊川町大字上保木字中野から同市菊川町大字上大野字羽室までの間
- (二) 工事の概要

工	法	延 長
泥水式推進工法		一九三メートル

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（土木工事業及び水道施設工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十分パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 告示二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事のA等級であること。

2 平成二十八年四月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百八十以上であり、かつ、水道施設工事の数値が六百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 告示二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が水道施設工事のA等級又はB等級であること。

2 土木一式工事及び水道施設工事について総合評定値の通知を受けていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県企業局西部利水事務所 下関市菊川町大字西中山三八四番地一

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十八年四月二十六日から同年五月二十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十八年六月二十日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県企業局西部利水事務所（電話〇八三二二八七一一二二）にすること。



正 誤

平成二十八年四月十五日山口県告示第百十七号（県道路線の認定）

ページ	段	箇所	誤	正
一	下	表中	峰ヶ峯公園線	蜂ヶ峯公園線